

人事院公示第1号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成6年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成31年2月1日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (同左)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 (略)	一 (同左)
二 人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）に規定する次に掲げる事項	二 人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）に規定する次に掲げる事項
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (同左)
<u>(8の2) 第16条の2の2第1項第1号ロ(2)の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間並びに時間及び月数について定めること。</u>	(新設)
<u>(8の3) 第16条の2の2第2</u>	(新設)

<p><u>項の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間及び場合について定めること。</u></p>	
<p><u>(8の4) 第16条の2の2第4項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(8の5) (略)</u></p>	<p><u>(8の2) (同左)</u></p>
<p>(9)～(20) (略)</p>	<p>(9)～(20) (同左)</p>
<p>三 (略)</p>	<p>三 (同左)</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (同左)</p>

2 この決定による改正は、平成31年4月1日から効力を発生する。